

7	省令第 7 条第 1 項及び第 7 条の 4 第 4 項	第 7 号	国民健康保険資格確認 高齢受給者 書再交付申請書 証	を
---	------------------------------	-------	-------------------------------------	---

7	省令第 7 条第 1 項	第 7 号	国民健康保険資格確認書 再交付申請書	に
---	--------------	-------	-----------------------	---

改める。

別記様式第 4 号の 7 を次のように改める。

第 4号の 7

(表)

愛知県		有効期限
国民健康保険		発効期日
資格確認書		
記号	番号	(枝番)
氏 名		性別
生 年 月 日		負担割合
適用開始年月日		
交 付 年 月 日		
世 帯 主 氏 名		
住所		
保険者番号		交付者名 名古屋市 印

(裏)

備 考	
以下の欄に記入し、臓器の提供に関する意思を表示することができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかを○で囲んでください。	
1 私は、 <u>脳死後又は心臓が停止した死後のいずれの場合も</u> 、移植のために臓器を提供します。	
2 私は、 <u>心臓が停止した死後の場合に限り</u> 、移植のために臓器を提供します。	
3 私は、臓器を提供しません。	
(1又は2を選択した場合であって、提供しない臓器があるときは、×印を付してください。)	
心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸・眼球	
(特記事項欄：)	
署名の日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	
本人署名 (自署)： _____ 家族署名 (自署)： _____	

備考 用紙の大きさは、縦 5.4センチメートル、横 8.6センチメートルとする。

別記様式第 7号中 「国民健康保険 資格確認書 再交付申請書」を「国民健康保険資格確認書再交付申請書」に改める。

別記様式第 9号の 2（裏）及び別記様式第 9号の 4（裏）中「、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年 6月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている高齢受給者証等であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。